

文部科学省



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

令和 6 年度 地方教育費調査 (令和 5 会計年度)

都道府県教育委員会用

説 明 書

目 次

地方教育費調査(A～D 票)	
総合的な事項	… 2
都道府県教育委員会が行う調査事務	… 3
「補助票」の作成	… 4
都道府県教育委員会が作成する調査票	
社会教育費・教育行政調査票(B 票)	… 7
教育に係る収入調査票(C 票)	… 8
知事部局における生涯学習関連費調査票(D 票)	… 8
公立大学法人立の大学に附属して設置される 諸学校の地方教育費調査における取扱いについて	… 14

地方教育費調査(A～D 票)

地方教育費調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得るため、毎年度実施する調査です。

総合的な事項

・本調査では、以下のことを調査します。

区分	内容		調査票の種類
地方公共団体が支出した教育費等			
学 校 教 育 費	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費		A 票
社 会 教 育 費	地方公共団体が条例により設置し、教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号により地方公共団体の長が所管する社会教育施設の経費、及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費（体育・文化関係、文化財保護を含む）		B 票
教 育 行 政 費	教育委員会事務局（所管の教育研究所等を含む）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費（大学・短期大学及び私立学校のために支出した経費を除く）		
教育に係る収入等			
教 育 に 係 る 収 入	教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金等、地方債及び寄附金以外の収入		C 票
教育費の基準財政需要額	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の教育費の基準財政需要額		
知事部局における生涯学習関連費			
生 涯 学 習 関 連 費	地方公共団体が条例により設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設の経費（体育・文化関係、文化財保護を含む。）		D 票

・A～D 票について、調査票・集計表の記入・作成者は、以下のとおりです。

調査票の種類	調査票の記入者	集計表の作成者
A 票 学校教育費調査票	都道府県立学校 市町村教育委員会	都道府県教育委員会
B 票 社会教育費・教育行政費調査票	都道府県教育委員会 市町村教育委員会	
C 票 教育に係る収入調査票		
D 票 知事部局における生涯学習関連費調査票	都道府県教育委員会	

・都道府県教育委員会が記入・作成する調査票等は、以下のとおりです。

調査票等の種類		作成の方法
A 票	★「都道府県立分」(集計表)	①と②を学校種類ごとに合算
	① 「都道府県立分」(単純集計)	都道府県立学校が記入した「学校教育費調査票(A票)」を学校種類ごとに単純集計
	② 「補助票」(A票:都道府県立学校分)	都道府県立学校に係る経費のうち、都道府県立学校の「学校教育費調査票(A票)」に計上されていない経費を記入
	★「市町村(組合)立分」(集計表)	③と④を学校種類ごとに合算
	③ 「市町村(組合)立分」(単純集計)	市町村(組合)教育委員会が記入した「学校教育費調査票」を学校種類ごとに単純集計
	④ 「補助票」(A票:市町村(組合)立分)	都道府県の予算に組み入れられた市町村(組合)立学校に係る経費を記入
B 票	★「都道府県分」	都道府県から支出された社会教育、教育行政に係る経費を記入
	★「市町村(組合)分」(集計表)	⑤と⑥を合算
	⑤ 「市町村(組合)分」(単純集計)	市町村(組合)教育委員会が記入した「社会教育費・教育行政費調査票」を単純集計
	⑥ 「補助票」(B票)	都道府県の予算に組み入れられた市町村の教育行政に係る経費を記入
C 票	★「都道府県分」	都道府県の「教育に係る収入」を記入
	★「市町村(組合)分」	市町村(組合)教育委員会が記入した「教育に係る収入調査票」を単純集計し、「付 教育費の基準財政需要額」を記入
D 票	★「都道府県分」	都道府県から支出された生涯学習関連の経費を記入

★印が、文部科学省への提出分です。

都道府県教育委員会が行う調査事務

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会や都道府県立学校が記入する調査票を回収・集計し、また、自らが回答する分と合わせて、文部科学省への提出を行います。

事務の概略は以下のとおりです(全体の流れは15～16ページをご参照ください)。

(1) 調査票等の配布

各市町村教育委員会・都道府県立学校に対し、調査票等を掲載した文部科学省ホームページのURLを周知する等により、調査票等を配布してください。原則として政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用して提出しますので、その利用期間(回答締め切り日等)を通知してください。このうち、

「政府統計オンライン調査総合窓口」から提出を希望する場合には、「調査対象者 ID」及び「パスワード」を任意の様式により通知してください。

(2) 調査票の回収・審査

各市町村教育委員会・各都道府県立学校に、文部科学省への提出期日を考慮して調査票の提出期日を指定し、調査票を回収してください。

市町村教育委員会・都道府県立学校が作成する調査票の内容について、審査してください。

(3) 調査票・集計表の提出

「補助票」で補う経費を合算して集計表を作成し、調査票・集計表を令和6年11月15日(金曜日)までに提出(送信)してください。提出(送信)は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用し、文部科学省へのデータ送信(文部科学省統計システムにアクセスし、エラーチェック②を行う)を行ってください。

※ 上記の具体的な方法は、『政府統計共同利用システム オンライン調査システム操作手順書』26～32 ページをご覧ください。

- ・ ご回答いただいた後、文部科学省で回答データの審査を行い、必要に応じてご回答内容に対する照会を、都道府県教育委員会へ行います。

「補助票」の作成

「補助票」は、A 票・B 票において、市町村教育委員会や都道府県立学校では計上しない経費を都道府県教育委員会で補充・加算するためのものです。特定の様式があるわけではなく、専ら補充・加算のために一時的に使用されるものです(最終的には集計表によって都道府県全体の値が合算されます)。

●「補助票」(A 票：都道府県立学校分)

都道府県が集計する「都道府県立分」(単純集計)に付加計上する経費です。

都道府県立学校が記入する「学校教育費調査票(A 票)」には、以下の経費は含まれていませんので、これらの経費について、都道府県を単位として学校種類別に「補助票」を用意し、経費を補ってください。

- | | |
|---|-----------------------|
| ◇ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 113 条第2項に規定する共済組合負担金 | (→ A-1-e 共済組合等負担金へ計上) |
| ◇ 退職年金・死傷手当等 | (→ A-1-g 退職・死傷手当へ計上) |

また、この「補助票」では、主に以下のような経費も計上対象となります。その他にも、都道府県立学校が自ら経費を把握・調査票(A 票)へ計上できなかった経費について、「補助票」を用いて補ってください。都道府

県立学校が自ら経費を把握・調査票(A票)へ計上できなかった経費の振り分け方法等は、『市町村教育委員会用説明書』と共通しますので、そちらをご参照ください。

- 公立学校共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金として、学校の教職員のために負担した経費及びこれらの事務費負担金 (→ A-1-e 共済組合等負担金へ計上)
- 「退職年金・退職一時金に関する条例」等に基づく学校の教職員に対する退職年金・退職一時金 (→A-1-f 恩給費等へ計上)
- 都道府県が支出した公務災害補償費 (→A-1-g 退職・死傷手当へ計上)
- 複数校にまたがる警備業務を依頼した場合の警備会社・個人への委託料等 (→A-3-b その他の管理費へ計上)
- 高等学校就学支援金事務費交付金(教育委員会以外の部局、又は当該校が事務を行っている場合) (→A-4-a 補助事業費へ計上。財源は「国庫補助金」)
※都道府県教育委員会が事務を行っている場合は、教育行政費(B票)に計上します。
- 都道府県教育委員会が所管する校外施設(臨海学校・林間学校等)の維持・管理費 (→A-4-b その他の補助活動費へ計上)
- 都道府県が支払った日本スポーツ振興センター共済掛金(学校設置者負担分)、
都道府県が支払った日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分、うち都道府県がこれを歳入に組み入れた上で支出している場合のみ) (→A-5 所定支払金へ計上)
- 都道府県教育委員会が所管する校外施設(臨海学校・林間学校等)に関する資本的支出 (→B 資本的支出の該当する支出項目へ計上)
- 都道府県が支出した債務償還費 (→C 債務償還費へ計上)

学校種類ごとに明確に区分できない経費は、調査票(A票)における都道府県立分(単純集計)の合計額を当該経費の性質に基づき適切な方法(管理費・建築費等の施設マネジメントに関わる経費であれば面積割など)によってあん分し、それぞれの学校種類別に振り分けて計上してください。ただし、「A-1-e 共済組合等負担金」、「A-1-f 恩給費等」、「A-1-g 退職・死傷手当」については、「A-1-a 本務教員給与」を基準にあん分してください。

●「補助票」(A票：市町村(組合)立分)

都道府県が集計する「市町村(組合)立分」(単純集計)に付加計上する経費です。

市町村(組合)教育委員会が記入する「学校教育費調査票(A票)」には、以下の経費は含まれていませんので、これらの経費について、都道府県を単位として学校種類別に「補助票」を用意し、経費を補ってください。

- ◇ 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)による市町村(組合)立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の教職員及び市(指定都市を除く)町村(組合)立の高等学校(定時制)の教員の給料その他の給与等
- ◇ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第113条第2項に規定する共済組合負担金 (→ A-1-e 共済組合等負担金へ計上)
- ◇ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第49条第1項に規定する地方公務員災害補償基金負担金 (→A-1-g 退職・死傷手当へ計上)
- ◇ 地方財政法(昭和23年法律第109号)第33条の5の5に規定する地方債を財源とする退職手当 (→A-1-g 退職・死傷手当へ計上)
- ◇ 都道府県が補助事業者(国の補助金等の交付対象となる事務又は事業を行う者)である事業に係る経費

また、この「補助票」では、(先述の都道府県立における「補助票」と同様に、)主に以下のような経費も計上対象となります。この他にも、市町村教育委員会が自ら経費を把握・調査票(A票)へ計上できなかった経費について、「補助票」を用いて補ってください。

- 公立学校共済組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金として、市町村立学校の教職員のために負担した経費及びこれらの事務費負担金 (→ A-1-e 共済組合等負担金へ計上)
- 「退職年金・退職一時金に関する条例」等に基づく市町村立学校の教職員に対する退職年金・退職一時金 (→A-1-f 恩給費等へ計上)
- 都道府県が支出した公務災害補償費 (→A-1-g 退職・死傷手当へ計上)
- 高等学校就学支援金事務費交付金(教育委員会以外の部局、又は当該校が事務を行っている場合) (→A-4-a 補助事業費へ計上。財源は「国庫補助金」)
- ※都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が事務を行っている場合は、教育行政費(B票)に計上します。
- 都道府県教育委員会が所管する校外施設(臨海学校・林間学校等)の維持・管理費 (→A-4-b その他の補助活動費へ計上)
- 都道府県教育委員会が所管する校外施設(臨海学校・林間学校等)に関する資本的支出 (→B 資本的支出の該当する支出項目へ計上)
- 都道府県が支出した債務償還費 (→C 債務償還費へ計上)

学校種類ごとに明確に区分できない経費は、調査票(A票)における市町村(組合)立分(単純集計)の合計額を当該経費の性質に基づき適切な方法(管理費・建築費等の施設マネジメントに関わる経費であれば面積割など)によってあん分し、それぞれの学校種類別に振り分けて計上してください。ただし、「A-1-e 共済組合等負担金」、「A-1-f 恩給費等」、「A-1-g 退職・死傷手当」については、「A-1-a 本務教員給与」を基準にあん分してください。

●「補助票」(B票)

教育行政費において、「市町村(組合)分」(単純集計)に、都道府県の予算に組み入れられた市町村の教育行政に係る経費を付加計上するものです。

市町村(組合)教育委員会が記入する「社会教育費・教育行政費調査票(B票)」には、以下の経費は含まれていませんので、これらの経費について、都道府県を単位として「補助票」を用意し、経費を補ってください。

- ◇ 高等学校就学支援金事務費交付金(市町村教育委員会が事務を行っている場合)
(→財源は「国庫補助金」)
- ◇ 充て指導主事及び派遣社会教育主事の給料その他の給与
- ◇ 都道府県教育委員会が市町村立学校の児童・生徒のために奨学費として支出した経費(貸付け及び奨学団体等に支出した経費を含む)
- ※奨学費は、大学・短期大学を対象とするものは計上対象外です。

都道府県教育委員会が作成する調査票

都道府県教育委員会においても、自らB票・C票・D票を作成します。

B票・C票に関しては、経費の振り分け方法等は『市町村教育委員会用説明書』と共通しますので、そちらをご参照ください。

以下、都道府県教育委員会がB票・C票を作成する際の留意点、また、D票(都道府県教育委員会のみ作成します)についての説明を示します。



自治体における予算等の整理との関係は？

地方教育費調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入を明らかにすることを目的とし、主に「どのようなものに使われたか」という「支出項目」別で行う調査です。

一方、歳出予算における「需用費」や「役務費」などの分類は、歳出予算としての区分ですので、「どのようなものに使われたか」という観点ではありません。

各支出項目は「お金がどのような教育活動に使われたか？」をお調べする目的に応じて区分していますので、「需用費」「役務費」といった財務上の整理とは別の分類であると捉えてください。例えば、「『民生費』だから本調査において一切計上しない」など教育委員会予算でないものは一律に対象外というわけでもございません（この例では幼保連携型認定こども園にかかる経費が民生費から支出されている場合、A票の計上対象です）。

場合によっては歳出予算上の区分と本調査の支出項目が対応するケースもあると考えられますが、支出の内容と本調査の定義をよく比較いただき、対応関係に誤りがないかよくご確認ください。

学校種の分類についても同様です。本調査では「自治体から支出された〇〇という学校教育」にかかる経費をお調べするものですので、学校教育にかかる経費が1つの予算に集約されていない場合は、それらを抜き出して合算していただく必要があります。例えば、本調査では、「義務教育学校にかかる経費」をお調べするため、義務教育学校にかかる経費は義務教育学校の調査票に計上いただきます。このとき、自治体の予算において義務教育学校にかかる経費を「小学校費」と「中学校費」をもって整理している場合には、小学校費と中学校費から義務教育学校にかかる経費を抜き出していただく必要があります。



新型コロナウイルス感染症に関連した支出の取扱いは？

各施設における感染症対策や、各種イベントの中止や延期等のために支出した経費については、その内容に基づき、各支出項目別区分に振り分けて計上します。また、キャンセルに伴い発生する賠償金等についても、これらを公費で補填・補償した場合は、それらの活動に付随して発生したものとして同項目に計上します。

財源は、11ページに記載のある財源別区分に従い経費を振り分け、計上してください。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方公共団体の一般財源としての性格を有するものとなりますので、都道府県支出金又は市町村支出金として整理してください。

(例) 感染症対策のための消毒液等購入、各種イベントの中止や延期に伴う費用 → 「A 消費的支出」
各施設の空調整備 → 「B 資本的支出」(施設の改修等を伴う場合「うち土地・建築費」にも計上)

●都道府県の「社会教育費・教育行政調査票(B票)」

○ 社会教育費

都道府県が市町村の社会教育施設等のために支出した補助金・負担金は、市町村の調査票に記入されますので、都道府県の調査票では除いてください。

○ 教育行政費

- 消費的支出には、公立文教施設整備等都道府県事務費交付金(公立文教施設整備等都道府県事務費交付金、公立文教施設災害復旧事務費交付金)等の都道府県事務費交付金も含めてください。
- 都道府県立学校に対する高等学校等就学支援金事務費交付金について、都道府県教育委員会が事務を行っている場合は、こちらに計上してください(財源＝国庫補助金)。

●都道府県の「教育に係る収入調査票（C 票）」

都道府県教育委員会のみが記入する欄として、「付 教育費の基準財政需要額」があります。

◆ 付 教育費の基準財政需要額

ここには、地方交付税法による令和5年度の基準財政需要額のうち、教育費の個別算定経費分について、「小学校費」、「中学校費」、「高等学校費」及び「特別支援学校費」ごとに、記入してください。

○ 都道府県分

「小学校費」「中学校費」「特別支援学校費」は、各測定単位に係る個別算定経費を記入してください。

「高等学校費」は、各測定単位に係る個別算定経費から事業費補正を減じた額を記入してください。

○ 市町村分

「小学校費」、「中学校費」、「高等学校費」は、各測定単位に係る個別算定経費から事業費補正を減じた額を記入してください。

市町村分では、「特別支援学校費」を記入いただく必要はありません。空欄のままで結構です。

●「知事部局における生涯学習関連費調査票（D 票）」

1 知事部局における生涯学習関連費調査票（D 票）の調査事項

・ この調査票では、当該地方公共団体が条例で設置し、知事部局が所管する以下の生涯学習関連施設に係る経費を、支出項目別・財源別に調査します。

・ 調査対象は、地方公共団体が条例で設置し、知事部局が所管する生涯学習関連施設です。教育委員会が所管する施設及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、条例により地方公共団体の長がその事務を管理し、及び執行することとされている特定社会教育機関（図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関）は、D 票の調査対象外です。（B 票の調査対象です）

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項

前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二～四 （省略）

- ・ 条例上は知事部局が所管すると規定されている施設で、教育委員会が知事部局から事務委任ないしは補助執行を受け、実質的に教育委員会が施設の管理・運営を行っている場合であっても、所管が知事部局にある限りは本調査の対象となります。
- ・ 基本的に、生涯学習関連施設別に経費を把握します。なお、知事部局事務局が支出した文化財保護に関する費用は、「文化財保護費」に計上します。
- ・ 知事部局が行う生涯学習関連に対し、教育委員会から支出(補助金・負担金等含む)があった場合は、その経費は調査対象に含まれます。また、市町村教育委員会が、知事部局の行う生涯学習関連の一部を負担した場合の経費も、計上してください。
- ・ 2種類以上の生涯学習関連施設、又は他の公共施設等が同居する複合施設において、施設で一体的に支出する経費(例えば施設全体の機械警備費等)は、当該経費の性質に基づき適切な方法(管理費・建築費等の施設マネジメントに関わる経費であれば面積割など)であん分し、当該生涯学習関連施設分だけを計上してください。
- ・ 設置目的が生涯学習とそれ以外の多岐にわたっている施設については、生涯学習関連施設として経費を記入してください。

令和6年度(令和5会計年度)調査で対象となる生涯学習関連施設の経費区分、及びその内容は、下表のとおりです。

区 分	区分の内容
体 育 施 設 費	・体育館・運動場・水泳プール等のスポーツ施設をいいます。
青 少 年 施 設 費	・青少年のために各種の研修等を行い、併せてその施設を青少年の利用に供することを目的とした、青少年施設・児童文化センター等をいいます。
女 性 関 連 施 設 費	・女性関連指導者等のために各種の情報提供等を行い、併せてその施設を一般の利用に供することを目的とした女性会館・女性センター等をいいます。
文 化 会 館 費	・劇場、音楽堂等(劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等)で、座席数300席以上のホールを有するものをいいます。
その他の生涯学習関連施設費	・上記以外の生涯学習関連施設(生涯学習センターなど)全てをいいます。
文 化 財 保 護 費	・文化財(埋蔵文化財を含む)に要した費用をいいます。



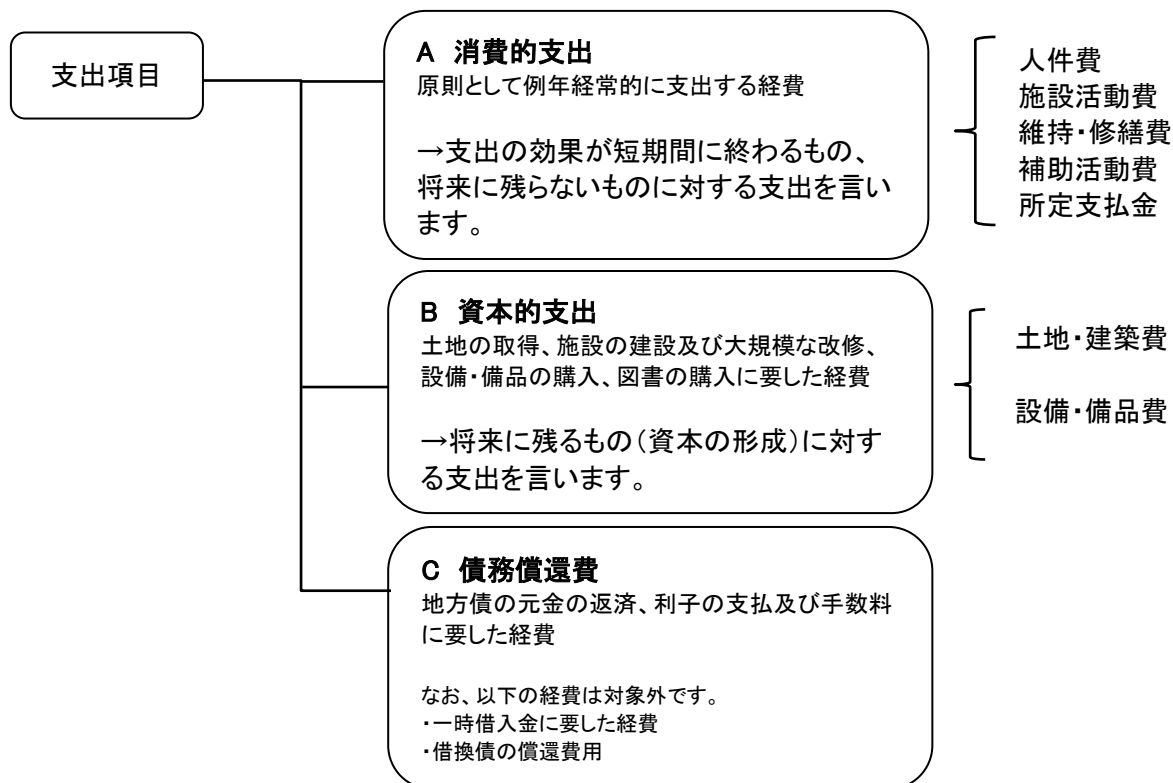
指定管理者制度を導入している生涯学習関連施設

指定管理者が運営・管理を行っている場合、地方公共団体から指定管理者に支出している委託料等、及び国から受けた補助金等が調査対象となります。この委託料等について、支出項目別の把握(どのような内容に使われたか)は、当該指定管理者と相談の上で可能な限り行ってください。

地方公共団体が委託料等を支出せず、指定管理者が施設使用料収入等(指定管理者の収入に計上)の範囲だけで運営を行っている場合、その経費は調査対象となりません。

また、指定管理者が、委託料等と施設使用料収入等(指定管理者の収入に計上)の両方を使って運営・管理を行っており、支出項目別に区分された経費はそのいずれを財源とするか明らかでない場合は、委託料等と施設使用料収入等の収入比率を算出し、各支出項目別経費を当該比率に応じて配分、委託料等収入を原資とする分だけを計上してください。

- ・この調査票(D票)では、経費を「支出項目」別と「財源」別の両面から捉えます。
- ・「**支出項目**」別は、経費の使途(どのようなものに使われたか)をもとに分類するものです。大きく分けてA「消費的支出」、B「資本的支出」、C「債務償還費」の3つに分けられます。



この経費は「A 消費的支出」？「B 資本的支出」？

(1) 「消耗品」と「設備・備品」の違い

おおむね複数年度の長期にわたり使用に耐え得るものを設備・備品として、その購入費は「B 資本的支出」になります。一方、それ以外の物品は消耗品となり、その購入費は「A 消費的支出」です。

地方公共団体によってその定義は異なる場合がありますので、自治体における当該物品の管理の程度も考慮しながら判断してください。

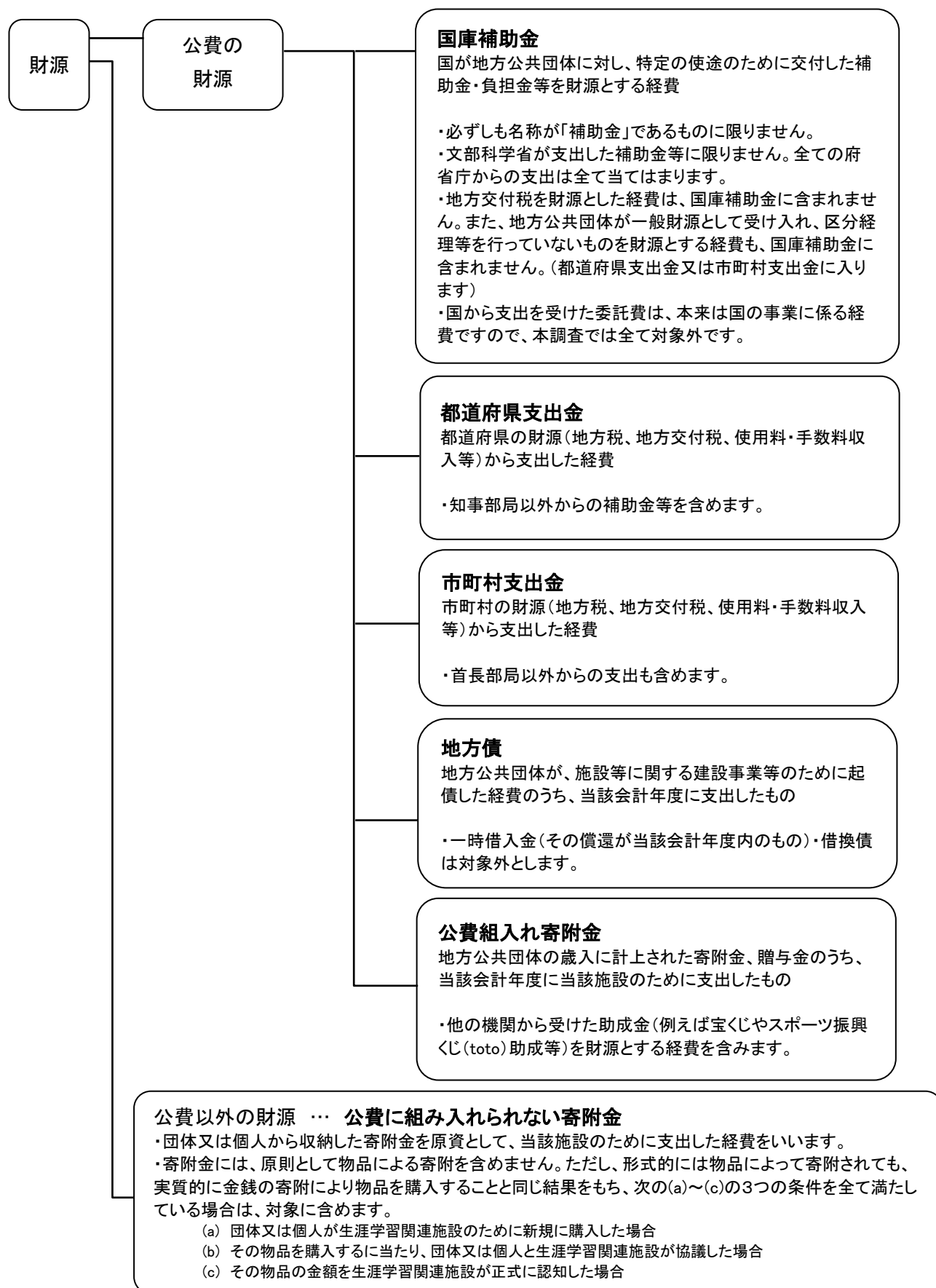
(2) 施設・設備の改修・補修・修理等にかかる経費

様々な名目で事業が行われますが、その名目によらず、内容で判断します。

施設・設備の維持・保全や原状回復のために行った行為(元の機能を回復させるにとどまるもの)であれば、その費用は「A 消費的支出」になります。一方、施設・設備の使用可能期間を延長させたり、又は価値を増加させたりする効果のために行った行為(新たな資本的価値を得るもの)であれば、その費用は「B 資本的支出」です。

なお、国庫補助や地方債起債対象となるような大規模な修繕の場合、「B 資本的支出」に計上します。

- ・「財源」別は、経費の財源をもとに分類するものです。「公費の財源」と「公費以外の財源」に分けられます。「公費の財源」は、さらに5つに分けられます。



・この調査では、以下の経費は全て対象外です。調査票(D票)には計上しないでください。

× 基金等への積立てを目的とした支出

※ 基金等を原資とした事業は、当該基金等を取り崩した会計年度に、取り崩した額だけを事業への支出として計上します(財源区分は、基金の原資に基づく)。

× 共済組合・社会保険組合に対する教職員の掛金、教職員に対する給付金

× 国からの委託費

× 一時借入金及び借換債の償還費用

× 誤払い・過払いや過年度補助金の交付取消等に伴う返還金の支出・収入

2 知事部局における生涯学習関連費調査票(D票)の支出項目別区分

D票では、11 ページで説明のある3つの大区分(A 消費的支出／B 資本的支出／C 債務償還費)に応じて経費を振り分け、把握します。また、A 消費的支出はその内数として「うち人件費」を、B 資本的支出はその内数として「うち土地・建築費」を、それぞれ把握します。

以下、特に D 票における各支出項目別区分のポイントを示します。

A 消費的支出 原則として例年経常的に支出する経費

以下の5中区分を構成要素としてお考えください。知事部局における生涯学習関連費調査では人件費を除き、中区分ごとに経費を記入する必要はありません。

(1) 人件費 (次ページ参照)

(2) 施設活動費 :施設活動及びその補助のために支出した経費(消耗品費(消耗品に類する新聞・雑誌等の図書類を含む)、印刷製本・通信費、事業における外部講師への謝金、職員旅費等)が該当します。

(3) 維持・修繕費

○施設・設備の効用を維持・保全するため、又は原状回復のために行った修繕に要した経費(労賃・原材料費・請負費等)

例えば ・芝生の補充・整地、運動場の地ならし、樹木の植え替え、通路の補修

・床のき損部分の取替え、ペンキ塗り替え、屋根・窓ガラスの修繕

・設備・備品の修理

○施設等の維持・管理のために支出した経費

例えば ・警備費(警備業務の委託料、機械警備の使用料等)、消耗品費(ほうき、バケツ、くず入れ、電球など)、光熱水費、警備装置や各種設備の点検料、車両維持費(定期点検、部品の交換賃)

(4) 補助活動費 :職員の保健・福利厚生事業等に要した経費が該当します。

(5) 所定支払金

- 施設・設備・備品等に係る保険料：火災・地震保険料、車両保険料等
- 借地料、建物借料、設備賃借料
- その他の所定支払金：自動車重量税、一時借入金に係る利子の支払等

◇うち人件費

ここで把握する人件費は、各生涯学習関連施設等に専ら勤務する職員が主な範囲です。

また、普段は知事部局事務局にしながら専ら当該施設等に関する業務を行う場合で、当該職員の発令が当該施設等である場合は本項目に含みます(発令が知事部局事務局である場合は、本調査の対象外です)。

人件費は、給与(給料(基本給)のほか諸手当、児童手当を含む。職員が兼務者の場合の兼務手当を含む)、共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当を構成要素とします。

なお、短期日の日々雇用の職員に対する賃金は、本項目には含めず、「A 消費的支出」にのみ計上します。

B 資本的支出 土地の取得、施設の建設及び大規模な改修、設備・備品の購入、図書の購入に要した経費

こちら、以下の3中区分を構成要素としてお考えください。知事部局における生涯学習関連費調査では土地・建築費を除き、中区分ごとに経費を記入する必要はありません。

- (1) 土地費：施設の敷地等の新規購入費、拡張のための土地購入費、移転補償費、整地のために要した経費
- (2) 建築費：施設の新築・増改築、又は大規模な改修・改良のために支出した経費
 - 具体的には、建物の新築・増築・改築・移築・改修・改良・模様替え(用途変更)等のために要した経費(労賃・原材料費・請負費等)があります。
 - 改修等については、事業・経費の名称に関わらず、施設の使用可能期間を延長させたり、又は価値を増加させたりする効果のために行った行為(新たな資本的価値を得るもの)であれば本項目に該当しますので、内容により判断してください。
 - なお、建物の解体・除却に要する費用、解体・改修に伴い仮設施設を使用する際の建設費・リース料等を含めます。
- (3) 設備・備品費：土地費・建築費に含まれない設備・備品の購入・補充に要した経費(取付け・運搬費を含む)既存の設備・備品の取替え、補充及び撤去に要した経費も含めます。

◇うち土地・建築費

資本的支出の内数として、上記(1)と(2)の合計額を計上します。

なお、例えば1年目は土地購入、2年目は建築といったように、年次計画で生涯学習関連施設を設置する場合は、設置条例が制定されていない場合でも、それらに要した経費も含めます。

C 債務償還費 地方債の元金の返済、利子の支払及び手数料に要した経費

× 一時借入金及び借換債の償還費用は対象外です。

3 知事部局における生涯学習関連費調査票(D票)の財源別区分

基本的に、11 ページで説明のある財源別区分に従い経費を振り分け、計上してください。

公立大学法人立の大学に附属して設置される諸学校の地方教育費調査における取扱いについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（「第6次地方分権一括法」、平成28年法律第47号）により、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）等が改正され、平成29年4月に施行されました。本改正法等により、公立大学法人立大学附属の学校（地方独立行政法人法第77条の2に定める幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校。以下「諸学校」といいます）の設置が可能となっています。

従来から地方教育費調査の対象であった諸学校、及び法人が新たに設置する大学附属諸学校は、設置者が法人に替わっても引き続き本調査の対象になります（学校基本調査（経費調査）への移行とはなりません）。

以下の通り、公立大学法人立大学附属諸学校の経費等について回答する際の留意点を示します。

全般的な事項

- 諸学校を設置する公立大学法人の設置者が都道府県の場合、基本的に本調査では公立大学法人を都道府県に含めて考えます。
 - ・ 調査票における集計の区分（都道府県立か市町村（組合）立か）は、「都道府県立」に属します。法人立等の独自の区分はありません。
 - ・ 財源別区分における「都道府県支出金」に、法人から支出された経費を含みます。
- 以下の記載においては全て、公立大学法人の設置者が都道府県である場合に限定して述べますが、公立大学法人の設置者が市町村（又は市町村のみで構成される組合）である場合は、全て都道府県を市町村と読み替えます。
- 以下の各点を除き、全ては従来から都道府県立学校が本調査に回答する際の回答方法、経費区分の考え方等と変わりありません。当該附属諸学校が、都道府県立学校用説明書に基づき計上を行うことになります。

A票（学校教育費調査票）について

「財源」別の整理

- 都道府県から法人に措置された資金（運営費交付金等）による支出は、「都道府県支出金」を財源とする支出として計上します。
- 法人の自己収入（授業料収入等）による支出は、以下の項目を除いて全て「都道府県支出金」を財源とする支出として計上します。
 - ・ 寄附金収入による支出は、「公費組入れ寄附金」を財源とする支出に計上します。
 - ・ 長期借入金や債券発行に伴う収入による支出は、「地方債」を財源とする支出に計上します。ただし、法人設置者である都道府県からの長期借入金収入による支出は「都道府県支出金」を財源とする支出に計上します。
- 受託研究・受託事業収入による支出は、「都道府県支出金」を財源とする支出として計上します。ただし、一般の公立学校と同様、国からの受託収入による支出は全て対象外です。

「支出項目」別の整理

- 人件費のうち、大学又は法人本体を本務先とし、諸学校への勤務に対する給与を受けていない教職員に係る給与は、対象外です。
- 長期借入金や債券債務の返済に係る支出（元金の返済、利子の支払及び手数料に要した経費）は、「C 債務償還費」に計上します。ただし、法人設置者である都道府県からの長期借入金については、その返済に係る支出は全て対象外です。
- 一般の公立学校と同様、基金等への積立てを目的とした支出は、対象外です（当該基金等を取り崩して事業費支出した際に計上します）。引当金繰入に係る支出も同様に対象外であり、当該引当金を充当し事業化した際に支出計上します。
- 都道府県と諸学校（法人）との間での二重計上にご留意ください。例えば、都道府県から法人への運営費交付金について、諸学校（法人）が交付金を原資とした支出を計上し、さらに都道府県が交付金支出を加算した場合、当該額が二重に計上されてしまいます。

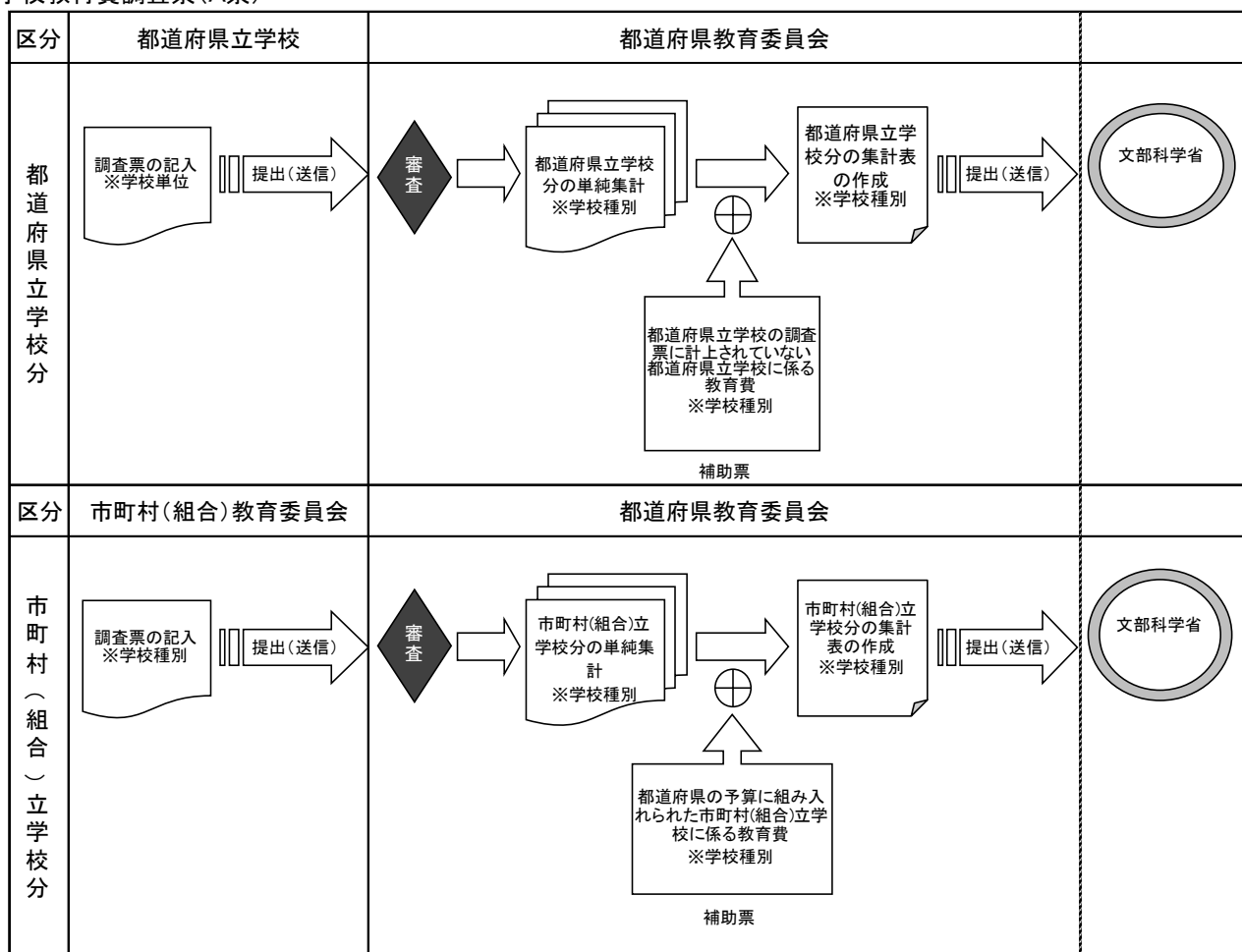
C票（教育に係る収入調査票）について

C票は都道府県が作成しますが、公立大学法人立大学附属諸学校の自己収入（授業料収入等）を含めて計上してください。

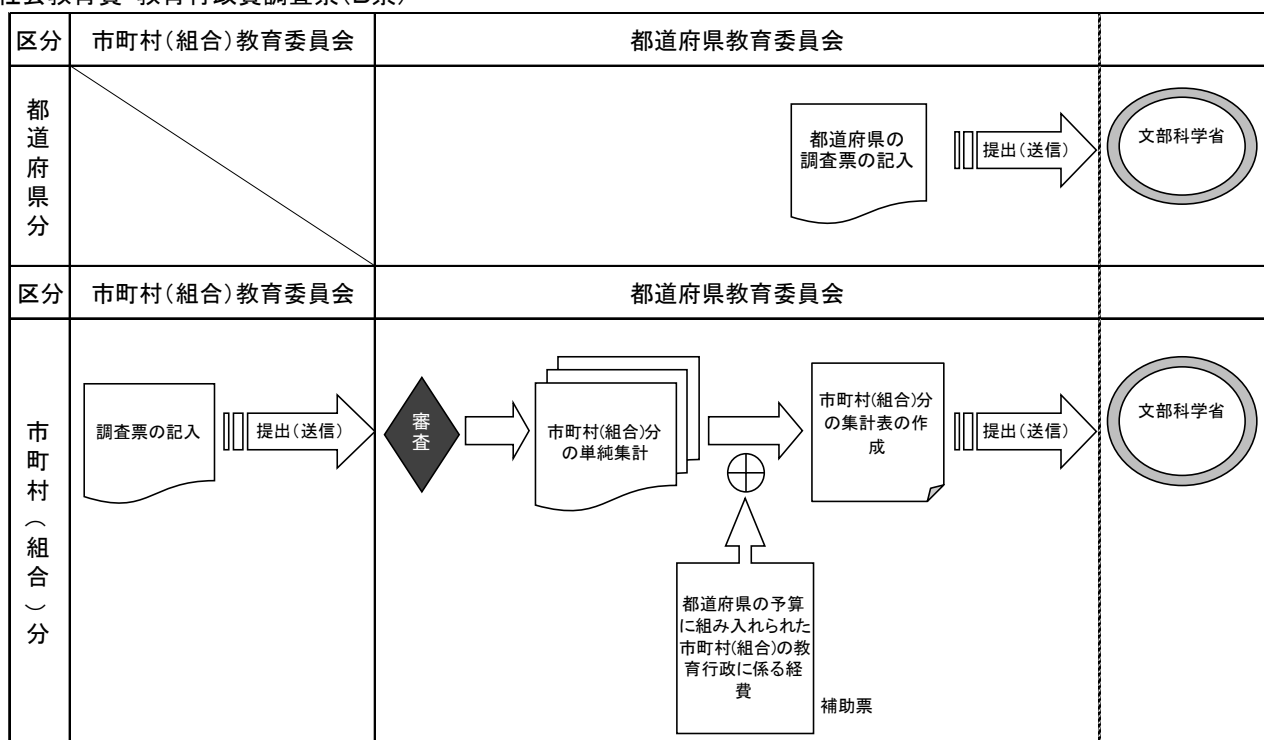
収入を計上する際は、以下のことにご留意ください。

- 諸学校の受託研究・受託事業収入は、「その他の収入」に計上します。ただし、国及び法人設置者である都道府県からの受託収入は、対象外です。
- 寄附金収入、国や地方公共団体からの補助金・交付金等収入は、対象外です。
- 借入金・債券発行等による資金調達収入や、資産売却収入は、全て対象外です（C票では、経常的な学校教育活動実施による収入のみを対象としているため、法人の財務活動による収入は対象となりません）。
- 高等学校等における授業料収入は、全額を計上します。高等学校等就学支援金の受給対象生徒に係る就学支援金を設置者（法人）が都道府県から代理受領し、受給対象生徒の授業料債権弁済に充てている（生徒から直接授業料支払を受けていない）場合でも、当該代理受領分を含めて授業料収入として取り扱います。

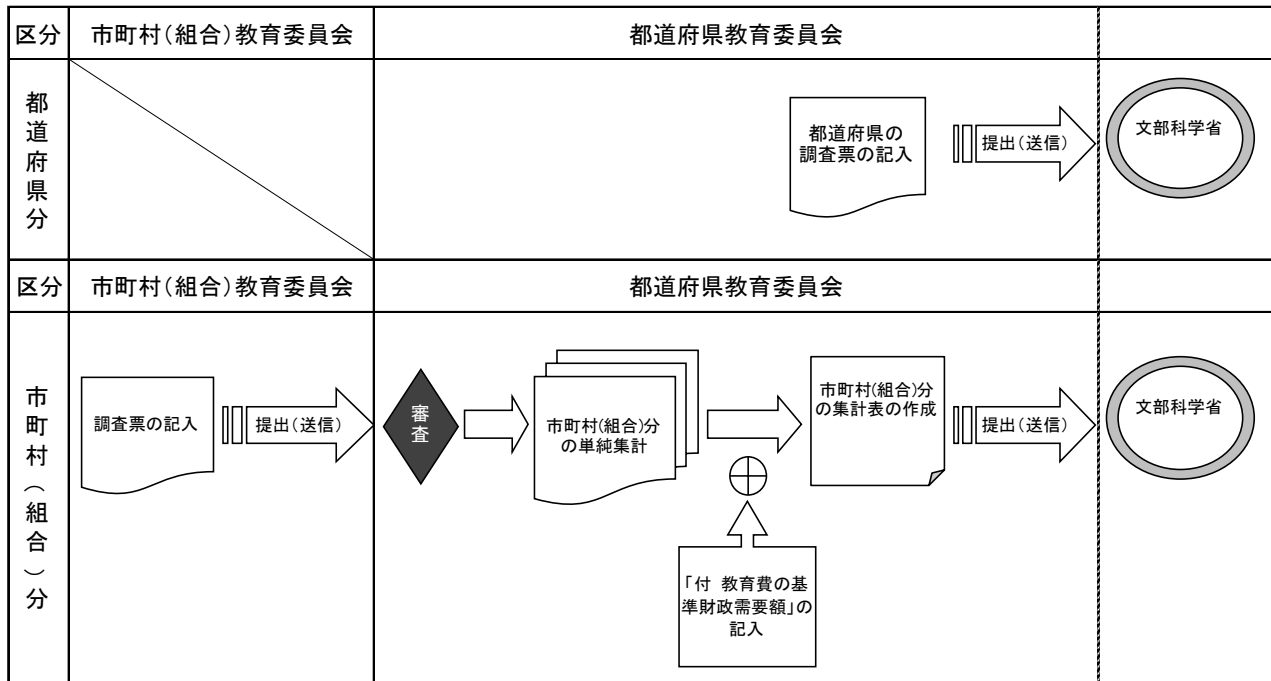
学校教育費調査票(A票)



社会教育費・教育行政費調査票(B票)



教育にかかる収入調査票(C票)



知事部局における生涯学習関連費調査票(D票)

